

## 板橋区不燃化特区専門家派遣支援要綱

平成 26 年 2 月 25 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

改正 令和 3 年 3 月 26 日

板橋区長決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱(平成 25 年 3 月 29 日決定 24 都市整防第 598 号。以下「制度要綱」という。)に基づき、老朽建築物の不燃化に資する事業に必要な専門家を派遣することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 不燃化特区

制度要綱に基づき指定された不燃化推進特定整備地区をいう。

#### (2) 不燃化事業

老朽建築物の除却事業及び耐火建築物等への建替え事業並びにこれらの事業の効果を促進するための事業をいう。

#### (3) 老朽建築物

主要構造部が木造で、耐用年限(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)別表第一に定める耐用年数をいう。)の 3 分の 2 を経過している建築物で、耐火建築物、準耐火建築物(平成 4 年 6 月 26 日付建築基準法改正以前の簡易耐火建築物を含む。)以外のものをいう。

#### (4) 専門家

不燃化事業を行うにあたっての相談を受けるために必要な知見と実務経験を有する弁護士、建築士、土地家屋調査士等の専門家をいう。

#### (5) 委託機関

第 4 条第 1 項各号に掲げる業務を行うため、専門家の派遣について区と委託契約を締結した機関をいう。

#### (6) まちづくりセンター

まちづくりに関する提案、指導及び助言等を行う専門家を登録し、区市等に紹介する公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターをいう。

#### (7) まちづくりセンター実施要領

まちづくりセンターが定める、まちづくり専門家登録・紹介制度実施要領をいう。

(派遣対象)

第3条 専門家の派遣を受けることができる者は、不燃化特区内の老朽建築物の所有者（以下「派遣対象者」という。）であつて、区内に居住する個人とする。ただし、所有者が複数の場合は、当該所有者の合意による代表者とする。

2 専門家の派遣を受けることができる相談は、不燃化特区内における不燃化事業に関する相談とする。

(専門家の派遣)

第4条 この要綱において専門家の業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 前条第2項の相談及び助言

(2) 前号の相談についての結果報告業務

2 区長は、予算の範囲内において前項第1号の業務を行わせるため、前条で定める者に対し専門家の派遣を行うものとする。

3 専門家の派遣の回数は、同一の派遣対象者につき5回を限度とする。

4 第1項第1号に掲げる業務に要する時間は、1回に当たり2時間を限度とする。

5 専門家の派遣先は、板橋区内とする。

(派遣申請手続)

第5条 派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、1回の派遣を受けようとするごとに、専門家派遣申請書（別記第1号様式）により区長に申請するものとする。

2 区がまちづくりセンターから専門家の紹介を受けるときは、年度の初めに、まちづくり専門家紹介申込書（まちづくりセンター実施要領別記様式5）により年間計画書等をまちづくりセンターに連絡する。

(派遣業務の依頼)

第6条 区長は、前条の申請があつたときには、第3条の規定に適合するかを審査して、適合すると認めるときは、専門家派遣業務・選任依頼書（別記第2号様式）により委託機関に、まちづくり専門家紹介依頼書（まちづくりセンター実施要領別記様式6）によりまちづくりセンターに、専門家の派遣の実施を依頼する。また、適合しないと認めるときは、専門家派遣不承認通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

(専門家の選任)

第7条 委託機関又はまちづくりセンターは、前条の依頼があったときは、専門家を選任しなければならない。

- 2 委託機関は、前項による専門家を選任したときは、専門家選任届(別記第4号様式)により、区長に届け出なければならない。
- 3 まちづくりセンターは、第1項による専門家を選任したときは、まちづくり専門家紹介書(まちづくりセンター実施要領別記様式7)により、区に紹介しなければならない。

(派遣の決定)

第8条 区長は、前条第2項の届出又は第3項の紹介書があったときは、専門家派遣決定通知書(別記第5号様式)により、申請者に通知をする。(以下決定を受けた者を「派遣決定者」という。)

- 2 派遣決定者が専門家の派遣の利用を受ける料金は、無料とする。

(業務報告)

第9条 第7条第2項又は第3項により選任を受けた専門家は、派遣決定者に対して第4条第1項に定める業務を実施するものとする。

- 2 専門家は、派遣に係る業務が終了したときは、速やかに専門家派遣相談記録書(別記第6号様式)により、区長に報告しなければならない。
- 3 委託機関は、派遣に係る業務が終了したときは、速やかに業務報告を専門家派遣実績完了報告書(別記第7号様式)により、区長に報告しなければならない。
- 4 まちづくりセンターは、年度の終わりに、区へまちづくり専門家紹介報告書(まちづくりセンター実施要領別記様式9)を提出する。

(派遣の取止め)

第10条 派遣決定者は、事情により専門家の派遣の実施を取り止めるときは、専門家派遣辞退届(別記様式第8号)により、区長に届け出なければならない。

(派遣の取消し)

第11条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の派遣決定を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による届出があったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により派遣決定がなされたとき。
- (3) この要綱に適合しないことがあったとき。

- 2 区長は、前項の規定により、派遣の決定を取り消したときは、専門家派遣承認決定取消通知書（別記第9号様式）により派遣決定者に、専門家派遣業務取消通知書（別記第10号様式）により委託機関又はまちづくりセンターに通知する。

（委任）

第12条 この要綱の施行に関して必要な事項は、まちづくり推進室長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成28年4月1日一部変更）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月26日一部変更）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。